

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第10号及び第11号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあつては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(11) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあつては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(11) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税</p>

法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

<説明資料>

「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

市民交流部 医療助成課

1 概要

兵庫県から「租税特別措置法改正に伴う福祉医療費助成事業実施要綱の改正について」の通知があり、租税特別措置法改正に伴い「条文のずれ」が発生するため、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」において所要の改正が必要となりました。これを受け、本市では県の「福祉医療費助成事業実施要綱」を準拠していることから「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」においても同様の改正を行うものです。

2 改正項目（別紙新旧対照表参照）

「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」第1条の2第10号及び第11号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

3 施行日 公布の日から施行する

4 その他

- (1) 今回の条例改正は、租税特別措置法改正に伴う「条文のずれ」への措置であり、福祉医療費助成における市民への影響はない。
- (2) 本改正に伴う予算措置はなし。